

# 修学資金貸付制度 ご案内



(福島介護福祉専門学校)

**社会福祉法人 あだち福社会**

## 貸付目的

介護福祉士の養成及び社会福祉法人あだち福祉会で働く人材の確保を目的として、福島介護福祉専門学校に在学し、介護福祉士資格の取得を目指す学生に対する修学に必要な授業料等の貸付を行うものです。

## 貸付対象者

社会福祉法人あだち福祉会に就職を希望する在學生で、次のいずれかの要件を満たす学生の申請により、本会理事長が認めた方です。

- ① 福島介護福祉専門学校長の推薦を受けられること。
- ② その他理事長が特に認めた場合

※ 入学金、第1学年前期分から貸付を行いますが、入学後の申請となりませんので、入学時納付金は一時納入願います。

## 貸付人員

当該年度の予算の範囲内で、概ね2名以内として貸付人員を決定します。

## 貸付金額

貸付額は、福島介護福祉専門学校学則で定める入学金、授業料等の範囲内となります。

入学金 300,000円 ・ 授業料等 1,560,000円

## 貸付金の返還

次の要件に該当した時は、貸付金の返還をしていただきます。

- ① 学校を退学して、貸付の目的を達成することが見込めない時
- ② 学校を卒業した翌年度から、法人に就職しなかった時。
- ③ 法人就職後、規定の勤務期間前に退職した時
- ④ その他、法人が判断した時

貸付金の返還は、原則一括返還となります。ただし、事情により法人が認めた場合は、5年を限度として返還することができます。

# ::::: 修学資金貸付制度の概要 ::::::::::::::

## 1 貸付金額

福島介護福祉専門学校学則で定める入学金・授業料等の総額  
1,860,000円以内で希望する額。

## 2 貸付方法

貸付希望額を、授業料等の納付期限前までに本人が指定する口座に振り込みにより送金します。

なお、本人から委任を受けた時は、福島介護福祉専門学校に直接納入することができます。

## 3 申込み及び連帯保証人

福島介護福祉専門学校入学後、「修学資金貸付申請書」に学校長の「推薦書」を添えて、申込み者と別世帯の連帯保証人(1名)を付して申込みする。

## 4 貸付利子

全額無利子 ただし、何らかの事由により返還が生じた時は、定められた日までに納入されない場合、返還すべき金額につき、年14.5%の延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

## 5 修学資金の返還免除

福島介護福祉専門学校卒業した翌年度から本会に就職し、次の期間勤務した場合は、貸付金の返還が免除されます。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ① 50万円未満        | 3年 |
| ② 50万円以上100万円未満 | 4年 |
| ③ 100万円以上       | 5年 |

## 6 その他

この修学資金貸付制度について、不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

\*\* 問い合わせ先 \*\* \* \* \* \* \*  
福島介護福祉専門学校 0243-22-7777